

国土交通省告示第千三十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十六年八月二十三日

国土交通大臣 石原 伸晃

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道210号改築工事（日田バイパス・大分県日田市大字上野字池ノ久保地内から同県同市大字上野字向原地内まで）並びにこれに伴う農業用道路及び農業用水路付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 大分県日田市大字上野字池ノ久保、字赤塚及び字向原地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、大分県日田市大字石井字串川地内から同市大字日高字小ヶ瀬地内までの延長5.3kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道210号改築工事（日田バイパス）並びにこれに伴う農業用道路及び農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、既に供用している部分及び用地取得の完了している部分を除いた、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、一般国道210号改築工事（日田バイパス）（以下「本体工事」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する工事であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体工事の施工により遮断される農業用道路及び農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連工事」という。）については、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路及び土地改良区が設置する用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性について

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、また、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当し、同項の規定により指定区間内の管理は国土交通大臣が行うものとされていることから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性について

(1) 事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業は、本件区間に係る一般国道210号(以下「現道」という。)の交通渋滞の緩和を主な目的とし、道路構造令(昭和45年政令第320号)第3種第2級の規格に基づく2車線のバイパス道路を建設する事業である。

一般国道210号は、福岡県久留米市から大分県日田市を經由し、大分市に至る九州中部を東西に結ぶ幹線道路である。

しかるに現道は、一般住宅、郊外型店舗等による市街化が進んでいる地域を通過しており、交通がふくそうしていることから、朝夕の通勤時間帯を中心に慢性的な交通渋滞が発生している。また、道路構造令に定める建築限界を満足していないトンネルがあり、さらに、平成13年に大雨による土砂流出災害が発生した箇所がある。このため、現道は幹線道路としての機能が低下し、安全かつ円滑な交通が阻害されている。

平成11年度道路交通センサスによる現道内の交通量は、日田市上野町地点において9,198台/12hであり、混雑度は1.41となっている。また、平成15年9月に起業者が行った現地調査では、現道と交差する一般国道212号鏡坂交差点において、約1,000mの渋滞長が確認されている。

本件事業の完成により、本件区間の自動車交通が分散され、現道における交通渋滞の緩和及び沿道の環境改善が図られるとともに、本件区間における移動時間が13分程度から6分程度に短縮されるなど、安全かつ円滑な交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本体工事業の事業計画は、昭和58年6月28日に都市計画決定、平成3年10月25日に都市計画変更されており、事業計画の基本的内容は、変更後の都市計画と整合しているものである。また、関連工事業の事業計画は、施設の位置、構造形式、費用等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価の

実施対象外の事業であるが、同法に基づき制定された「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年建設省令第10号)等に準じて、起業者が平成15年12月に環境影響評価を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満たすものと評価されている。

また、本件区間内においては、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地が9箇所存在するが、起業者は、大分県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の措置を講じることとしている。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 比較衡量

(1)で述べた得られる公共の利益と(2)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性について

(1) 事業を早期に施行する必要性

現道は、3(1)で述べたように、慢性的に交通渋滞が発生し、できるだけ早期に交通渋滞の緩和を図る必要があると認められる。

また、日田市長、同市議会議長等からなる日田バイパス建設促進期成会より本件事業の完成に対する強い要望がある。

これらを踏まえると、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、道路構造令等に定める規格に基づき必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 大分県日田市役所建設部都市計画課